

# 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	合議	文書取扱主任
起案日	令和6年9月27日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和6年9月27日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	6四議第410号			公 開		非公開理由	
分類番号	04-02-02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（                      公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （    ）	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和6年9月26日（木）		
				会議時間	11時00分～11時20分		
出席委員	委員長	山下幸子					
	副委員長	寺尾真吾					
	委員	宮崎努					
	委員	西尾祐佐					
	委員	大西友亮		欠席委員			
	委員	鳥谷恵生					
その他	委員外議員	上岡真一					
執行部出席者	まちづくり課長	佐川徳和					
	まちづくり課長補佐	津野智宏					
事務局	事務局長	原 憲一					
	事務局長補佐	岡村むつみ					
記 録							
令和6年9月定例会で付託された議案3件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、付託を受けた「第28号議案 四万十市普通河川等管理条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：佐川まちづくり課長】

河川法の適用を受けない普通河川の管理については、市の条例により必要な事項を定めなければならないが、現条例には、普通河川の管理上必要な措置を市が自ら行い、命じることができることや、除却した工作物の保管・売却、督促・延滞金についてうたった規定がないため、これらの条文を追加する改定を行うもの。主な内容は、第14条に強制徴収に係る規定を、第15条第2項以下に、市長処分として、市長等による措置の実施、工作物の保管・売却等を追加するものである。施工期日は、公布の日とする予定である。

【質疑：西尾委員】

このタイミングで改正する理由は、何か問題が出てきたのか。

【答弁：まちづくり課長】

市内の普通河川において、占用物件の除去命令を出した事案があったが、相手方が除去に応じず、行政代執行を行うこととなり、その事務執行に必要な条項がないため、改正を行うものである。

【質疑：寺尾副委員長】

所有者不明の船は工作物という認識はないが、これも当てはまるのか。

【答弁：まちづくり課長】

普通河川なので、通常は、船舶等が入っていくスペースはなかなかない場合が多いと思うが、小型の船であれば乗り入れできるような河川もある。放流工作物については、橋梁等が第一に考えられるが、船舶等が放置され、河川の管理上支障がある場合、適用可能と考えている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第33号議案 四万十市道路線の廃止について」及び「第34号議案 四万十市道路線の認定について」、審査を行った。

【説明：佐川まちづくり課長】

この道路は、国土交通省が実施している四万十川初崎堤防の工事により、路面が嵩上げされる県道間崎布堂ヶ谷線に接続しているが、現在の起点位置においては、嵩上げ後の県道路面と市道との間に約1メートルの段差が発生し、乗入れができない状態となるため、当該路線への進入路を市道下流側に付け替える工事を国土交通省が行っている。付け替え後の道路においても、公益性が高いことから、市民生活の安定を図るために、市道として認定を行うものである。

【質疑：宮崎委員】

もともとの路線の青い部分の家があるところの道路で、今回外れるところの道の扱いはどうなるか。

【答弁：まちづくり課長】

堤防が整備されるまでは市道として供用していたところである。この区間についても、新しく路線を認定する道路の区域に設定し、引き続き市道としての管理を行っていく。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、その他の案件に移り、管外視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

管外視察については、11月5日から11月7日の日程で、大分県別府市、宇佐市、日田市で視察を行うことと決した。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。